



お知らせ

都市計画の案が
ご覧になれます

松山広域都市計画区域区分、用途地域、地区計画、及び公共下水道の変更案を縦覧します。

日時

1月16日(火)～30日(火)
8時30分～17時
(土・日曜日は除く)

縦覧場所

区域区分

- 県庁都市計画課
(県庁第2別館3階)
- 役場企画財政課
- 用途地域・地区計画・公共下水道
- 役場企画財政課

問い合わせ

役場企画財政課企画調整係
☎985-4101
FAX985-4148

県庁都市計画課都市計画係
☎912-2738
FAX941-2959

キャッチセールスにご注意

キャッチセールスとは

街中で、「アンケートに答えてください。」「少しの時間いいですか。」「見るだけでいいから寄っていい。」などと声をかけ、商品の販売目的を隠して消費者に近づき、営業所や喫茶店などで商品の契約をさせるものです。

また、『デイト商法』といわれる手口で、異性の販売員からジュエリー(宝石)を買わされたりすることもあります。「自分はジュエリーのデザイナーをしているが、自分のデザインしたもの、ぜひあなたに持つてもらいたい。」といったセールストークで誘われる若者が、被害にあうことが多くなっています。

● **相談の多い商品・サービス**
化粧品、エステティックサービス、健康食品、英会話教室、宝石など

● **予防と対策**
見知らぬ人に話しかけられても相手にしないことが

大切です。

話を聞いても、あいまいな返事をせず、不要と思えばきっぱりと断りましょう。

販売目的を告げずに誘って、「公衆の出入りする場所以外の場合」で勧誘する行為は特定商取引法で禁止されていますが、それをもって消費者が契約を取り消せるわけではないので、契約の際には本当に必要なものかよく考えましょう。

契約後8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。

問い合わせ

愛媛県消費生活センター
☎925-3700

役場産業課商工・水産係
☎985-4120

松前町の公共下水道普及状況をお知らせします

松前町では、平成14年3月から公共下水道の利用を開始し、現在、筒井・浜・北黒田の一部で下水道が使えるようになっています。下水道は川や海をきれいにし、清潔で住み良い環境をつくるための役割を担っています。したがって、下水道が使えるようになった区

域の家庭の皆さんが下水道に接続しないと、その目的は達成されません。

平成18年3月末現在の松前町の下水道普及率及び水洗化率は次のとおりとなっています。1日でも早く下水道に接続していただくようご理解とご協力をお願いします。

普及率 15.2% (参考: 愛媛県平均 42.3%)

普及率 = 処理区域内人口 ÷ 行政区内人口
= 4,773人 ÷ 31,435人

水洗化率 61.5% (参考: 愛媛県平均 86.7%)

水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口
= 2,934人 ÷ 4,773人



松前町の人口に対して、何パーセントの方が下水道を利用可能かを表します。



公共下水道が使える区域で、何パーセントの方が下水道を利用しているのかを表します。

問い合わせ 役場下水道課業務係 ☎985-4126